

第四十三回国会 衆議院 通信委員會議録 第三号

昭和三十八年二月六日(水曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 大高 康君 理事 佐藤洋之助君

理事 中村 寅太君 理事 羽田武嗣郎君

理事 栗原 俊夫君

上林山榮吉君

鈴木 善幸君

橋本登美三郎君

安宅 常彦君

原 茂君

谷口善太郎君

出席國務大臣

郵政大臣 小沢久太郎君

出席政府委員

郵政事務官 武田 功君

(大臣官房長)

郵政事務官 淺野 賢澄君

(大臣官房電氣

通信監理官)

委員外の出席者

日本電信電話公

社総裁 大橋 八郎君

日本電信電話公

社副総裁 米沢 滋君

日本電信電話公

社総務理事(兼) 佐々木卓夫君

技師長

日本電信電話公

社総務理事 金光 昭君

日本電信電話公

社職員局長 本多 元吉君

二月二日

一月三十一日

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

第一類第十一号 通信委員會議録第三号 昭和三十八年二月六日

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用範囲拡大等に関する請願外二件(島本虎三君紹介)(第五〇九号)北海道滝川市簡易郵便局の昇格に関する請願(篠田弘作君紹介)(第五七三号)は本委員会に付託された。

二月一日

電話加入権質に関する臨時特例法の期限延長等に関する陳情書(東京都北区上中里町一丁目十四番地太田財政研究所長太田政記)(第八七号)は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

電氣通信に関する件(日本電信電話公社の経営に関する問題等)

○本名委員長 これより會議を開きます。

電波法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表を次のように改める。

船舶無線電信局

第一種局(國際航海に従事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶無線電信局をいう。以下同じ。)

第二種局甲(船舶安全法第四條の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線電信局であつて、第一種局に該当するもの以外のものをいう。以上同じ。)

第二種局乙(次に掲げる船舶無線電信局であつて、次欄の第三種局甲に該当するもの以外のものをいう。以下同じ。)

一 旅客船の船舶無線電信局(第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。)

二 総トン数千六百トン以上の船舶安全法第四條の船舶(旅客船を除く)の船舶無線電信局

三 旅客船以外の船舶の船舶無線

無線通信士

通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者

通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者

第一級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局(船舶局と通信を行なうため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。)において第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に第二級無線通信士の免許を受けている者

電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの(二に該当するものを除く。)

第三種局甲(遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶(旅客船を除く)で政令で定めるものの船舶無線電信局であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。)

一 総トン数千六百トン以上の船舶安全法第四條の船舶のもの

二 一に該当するもの以外のものであつて、公衆通信業務を取り扱うもの

第六十三條第一項中「第二種局及び第三種局甲」を「第二種局、第三種局甲及び第三種局乙」に改め、同條第二項中「第二種局乙」にあつては「一日八時間、第三種局甲」を「第二種局乙及び第三種局甲」にあつては「一日八時間、第三種局乙」に改める。

第六十五條第一項中「及び國際航海に従事する旅客船の第二種局乙」を「、國際航海に従事する旅客船の

第二種局乙並びに國際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶(旅客船を除く)の第二種局乙及び第三種局甲」に改め、同條第二項中「第二種局乙(國際航海に従事する旅客船のものを除く)及び第三種局甲」を「第二種局乙(前項に規定するものを除く)、第三種局甲(同項に規定するものを除く)及び第三種局乙」に改め、同條第六項中「第三種

局乙」を「第三種局丙」に、「及び第三種局甲」を「第三種局甲及び第三種局乙」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に存する船舶に開設する船舶無線電信局についての改正後の電波法第五十條第一項、第六十三條第一項及び第二項並びに第六十五條第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して三年間は、電波法第五十條第一項中「左の表」とあるのは「電波法の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）別表」とし、同法第六十三條第一項中「第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同法第二項中「第一種局乙及び第三種局甲」とあるのは「第二種局乙」とし、同法第六十五條第一項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く）」の第二種局甲」とあるのは「及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く）」の第二種局乙」とし、同法第二項中「第三種局甲（同項に規定するものを除く）」及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同法第六項中「第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とする。

理由

無線機器の性能の向上にかんがみ、一定の船舶の船舶無線電信局の運用義務時間を短縮する等の必要がある。

| 船舶無線電信局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 無線通信士                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種局（国際航海に従事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶無線電信局をいう。以下同じ。）<br>第二種局甲（次に掲げる船舶無線電信局をいう。以下同じ。）<br>一 船舶安全法第四條の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線電信局（第一種局に該当するものを除く。）<br>二 総トン数三千トン以上の旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び一に該当するものを除く。）<br>三 総トン数五千五百トンをこえる船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局<br>第二種局乙（次に掲げる船舶無線電信局をいう。以下同じ。）<br>一 旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。）<br>二 総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の船舶安全法第四條の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局<br>三 総トン数五千五百トン以下の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの（二に該当するものを除く。） | 通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者<br>通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者<br>第一級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局（船舶局と通信を行なうため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に第二級無線通信士の免許を受けている者 |

る。これが、この法律案を提出する理由である。

○本名委員長 まず提案理由の説明を聴取することといたします。小沢郵政大臣。

○小沢郵政大臣 ただいま議題になりました電波法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

現在、電波法におきましては、船舶無線電信局の運用に関する規定の一つとして、運用義務時間と聴守義務時間の規定があります。

運用義務時間につきましては、主として海上における公衆通信の円滑な疎通という観点から、国際電気通信条約上の船舶無線電信局の局種に応じてこれを定めております。すなわち、この条約は、船舶無線電信局を第一種局、第二種局及び第三種局に分類し、局種ごとの執務時間を規定しておりますが、各局種の内容を具体的にどのようなに定めるかは、各国政府の自由によりまかされております。

一方、聴守義務時間につきましては、主として海上における航行の安全という観点から、海上における人命の安全のための国際条約の要請に基づいて、これを定めております。

この二種の義務は、同一の船舶無線通信士によって果たされるわけでありまして、電波法におきましては、両者を相互に照応させて規定し、船舶航行中における運用の時間及び聴守の時間をそれぞれ段階的に定めておりますが、これらの時間の長短は、当然の結果として船舶に配置すべき通信士の最

低員数に関連して参ります。これにつきまして、最近困難な事態に置かれてゐる我が国海運企業の改善をはかり、国際競争力を強化する方策の一環として、かつは、船舶通信士の需給状態が最近逼迫を告げている実情から、船舶無線電信局の運用義務時間の短縮について強い要請があります。

これらの事情にかんがみ、最近における無線機器の性能の向上並びに従来のわが国における船舶無線通信の利用状況及び外国の船舶無線通信の実情を考慮して検討いたしましたところ、通信の利用及び運用の方法の改善等により、海上における航行の安全の保持及び通信秩序の維持に支障を来さない限度内で船舶無線通信局の運用義務時間等を従来よりも軽減して、これを国際水準の線に置くことが可能であると判断されるに至りましたので、ここに、海運の国際競争力の強化に資する等のため、電波法の規定につき所要の改正を施そうとするものであります。以下改正法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に、船舶無線電信局の種別の内容を改めることとあります。現行法におきましては、船舶の航行中常時運用することを必要とする第一種局は、総トン数三千トン以上の旅客船または五千五百トンをこえる非旅客船の船舶無線電信局となつておりますが、改正法案におきましては、これを国際航海に従事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶無線電信局のみとしたそうとしております。この改正の結果、現在の第一種局施設船六百六隻は、九隻となります。

運用義務時間が一日十六時間の第二種局甲であります。現行法におきましては、船舶安全法上無線電信を施設することを義務づけられている船舶、これを義務船舶と申そうと存じます。そのうち総トン数三千トン未満五百トン以上の旅客船及び総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の非旅客船の船舶無線電信局をこの第二種局甲といたしております。改正法案におきましては、この第二種局甲を、総トン数五百トン以上の義務船舶である旅客船の船舶無線電信局で第一種局に該当しないものといたしました。この改正の結果、第二種局甲施設船四百五隻は、十二隻となります。

次に、運用義務時間が一日八時間の第二種局乙であります。現行法によりますと、旅客船につきましては、第一種局及び第二種局甲に含まれない残余のすべての船舶無線電信局であり、非旅客船につきましては、第一種局及び第二種局甲以外の船舶無線電信局のうちで公衆通信業務を取り扱うものとなっております。改正法案におきましては、一日八時間運用すべき船舶無線電信局を第二種局乙及び第三種局甲に分類し、旅客船につきましては、新しい第一種局及び第二種局甲に該当しない残余の船舶無線電信局全部を第二種局乙といたし、非旅客船につきましては、総トン数千六百トン以上の義務船舶の船舶無線電信局及びその他公衆通信業務を取り扱う船舶無線電信局を第二種局乙または第三種局甲に含めることといたしております。

この改正の結果、現在一日八時間運用すべきものの施設船三百五十五隻は、千三百四十五隻となります。

一日八時間運用すべきものを第二種局乙及び第三種局甲に分類しようとするのは、両者の運用の時間割を異ならせるためであります。すなわち、国際電気通信条約上第二種局の運用時間割が定められているため、全部を第二種局乙といたしますと、改正法案の実施後圧倒的多数の通信が第三種局乙の時間割の時間に集中し、その疎通に円滑を欠くような事態の発生が考えられますので、状況に応じて一定範囲の船舶無線電信局の運用時間割を別なものにする趣旨であります。改正法案におきましては、一日八時間運用すべきもののうち、非旅客船のものの一部を政令で定めるところにより第三種局甲にする道を開き、それ以外のものをすべて第二種局乙とすることといたしております。

なお、これに伴い、現行の第三種局甲及び第三種局乙につきましては、その内容はそのままとし、名称のみを第三種局及び第三種局丙と改めることといたしております。

改正の第二は、聴守義務時間に関するものであります。

これにつきましては、現行法では、第一種局、第二種局甲及び国際航海に従事する旅客船の第二種局乙は、常時聴守となっており、それ以外の第二種局乙は、一日八時間の運用義務時間中聴守しなければならないことになっておりますが、改正法案では、新しい第一種局、第二種局甲並びに国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の非旅客船の第二種局乙が常時聴守となり、その他の第二種局乙は、その運用義務時間中のみを聴守義務時間とすることといたしております。

たしてあります。これによりまして、従来無線通信士による常時または十六時間の聴守を要した非旅客船九百八十三隻の船舶無線電信局は、八時間の聴守をもって足りることとなり、残余の時間は、オートアームによって聴守することができることとなるわけであります。

第三に、今回の改正によって公衆通信の疎通等につき現状に急激な変化をもたらすことを避けるため、経過措置といたしまして、改正法案施行の際の現存船のうち、総トン数三千トン以上の義務船舶でない旅客船及び総トン数五千五百トンを超える非旅客船の船舶無線電信局につきましては、改正後一日八時間運用の第二種局乙となることを、改正法案施行の日から三年間は第二種局甲とし、その運用義務時間を十六時間、聴守義務時間を常時といたそうとしております。

以上が改正法案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

運用義務時間が一日十六時間の第二種局甲であります。現行法におきましては、船舶安全法上無線電信を施設することを義務づけられている船舶、これを義務船舶と申そうと存じます。そのうち総トン数三千トン未満五百トン以上の旅客船及び総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の非旅客船の船舶無線電信局をこの第二種局甲といたしております。改正法案におきましては、この第二種局甲を、総トン数五百トン以上の義務船舶である旅客船の船舶無線電信局で第一種局に該当しないものといたしました。この改正の結果、第二種局甲施設船四百五隻は、十二隻となります。

次に、運用義務時間が一日八時間の第二種局乙であります。現行法によりますと、旅客船につきましては、第一種局及び第二種局甲に含まれない残余のすべての船舶無線電信局であり、非旅客船につきましては、第一種局及び第二種局甲以外の船舶無線電信局のうちで公衆通信業務を取り扱うものとなっております。改正法案におきましては、一日八時間運用すべき船舶無線電信局を第二種局乙及び第三種局甲に分類し、旅客船につきましては、新しい第一種局及び第二種局甲に該当しない残余の船舶無線電信局全部を第二種局乙といたし、非旅客船につきましては、総トン数千六百トン以上の義務船舶の船舶無線電信局及びその他公衆通信業務を取り扱う船舶無線電信局を第二種局乙または第三種局甲に含めることといたしております。

この改正の結果、現在一日八時間運用すべきものの施設船三百五十五隻は、千三百四十五隻となります。

一日八時間運用すべきものを第二種局乙及び第三種局甲に分類しようとするのは、両者の運用の時間割を異ならせるためであります。すなわち、国際電気通信条約上第二種局の運用時間割が定められているため、全部を第二種局乙といたしますと、改正法案の実施後圧倒的多数の通信が第三種局乙の時間割の時間に集中し、その疎通に円滑を欠くような事態の発生が考えられますので、状況に応じて一定範囲の船舶無線電信局の運用時間割を別なものにする趣旨であります。改正法案におきましては、一日八時間運用すべきもののうち、非旅客船のものの一部を政令で定めるところにより第三種局甲にする道を開き、それ以外のものをすべて第二種局乙とすることといたしております。

なお、これに伴い、現行の第三種局甲及び第三種局乙につきましては、その内容はそのままとし、名称のみを第三種局及び第三種局丙と改めることといたしております。

改正の第二は、聴守義務時間に関するものであります。

これにつきましては、現行法では、第一種局、第二種局甲及び国際航海に従事する旅客船の第二種局乙は、常時聴守となっており、それ以外の第二種局乙は、一日八時間の運用義務時間中聴守しなければならないことになっておりますが、改正法案では、新しい第一種局、第二種局甲並びに国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の非旅客船の第二種局乙が常時聴守となり、その他の第二種局乙は、その運用義務時間中のみを聴守義務時間とすることといたしております。

運用義務時間が一日十六時間の第二種局甲であります。現行法におきましては、船舶安全法上無線電信を施設することを義務づけられている船舶、これを義務船舶と申そうと存じます。そのうち総トン数三千トン未満五百トン以上の旅客船及び総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の非旅客船の船舶無線電信局をこの第二種局甲といたしております。改正法案におきましては、この第二種局甲を、総トン数五百トン以上の義務船舶である旅客船の船舶無線電信局で第一種局に該当しないものといたしました。この改正の結果、第二種局甲施設船四百五隻は、十二隻となります。

次に、運用義務時間が一日八時間の第二種局乙であります。現行法によりますと、旅客船につきましては、第一種局及び第二種局甲に含まれない残余のすべての船舶無線電信局であり、非旅客船につきましては、第一種局及び第二種局甲以外の船舶無線電信局のうちで公衆通信業務を取り扱うものとなっております。改正法案におきましては、一日八時間運用すべき船舶無線電信局を第二種局乙及び第三種局甲に分類し、旅客船につきましては、新しい第一種局及び第二種局甲に該当しない残余の船舶無線電信局全部を第二種局乙といたし、非旅客船につきましては、総トン数千六百トン以上の義務船舶の船舶無線電信局及びその他公衆通信業務を取り扱う船舶無線電信局を第二種局乙または第三種局甲に含めることといたしております。

この改正の結果、現在一日八時間運用すべきものの施設船三百五十五隻は、千三百四十五隻となります。

一日八時間運用すべきものを第二種局乙及び第三種局甲に分類しようとするのは、両者の運用の時間割を異ならせるためであります。すなわち、国際電気通信条約上第二種局の運用時間割が定められているため、全部を第二種局乙といたしますと、改正法案の実施後圧倒的多数の通信が第三種局乙の時間割の時間に集中し、その疎通に円滑を欠くような事態の発生が考えられますので、状況に応じて一定範囲の船舶無線電信局の運用時間割を別なものにする趣旨であります。改正法案におきましては、一日八時間運用すべきもののうち、非旅客船のものの一部を政令で定めるところにより第三種局甲にする道を開き、それ以外のものをすべて第二種局乙とすることといたしております。

なお、これに伴い、現行の第三種局甲及び第三種局乙につきましては、その内容はそのままとし、名称のみを第三種局及び第三種局丙と改めることといたしております。

改正の第二は、聴守義務時間に関するものであります。

これにつきましては、現行法では、第一種局、第二種局甲及び国際航海に従事する旅客船の第二種局乙は、常時聴守となっており、それ以外の第二種局乙は、一日八時間の運用義務時間中聴守しなければならないことになっておりますが、改正法案では、新しい第一種局、第二種局甲並びに国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の非旅客船の第二種局乙が常時聴守となり、その他の第二種局乙は、その運用義務時間中のみを聴守義務時間とすることといたしております。

○小沢国務大臣 たいいま畑先生の仰せられました電気通信業務が公共性を持つておるということは、これは当然のことでございます。そこで国といたしましては、この電気通信業務を迅速かつ公平にやるために、いろいろの政策を立てていくわけでありまして、その政策に従いまして、公社が民主的な組織によりまして迅速にこれを遂行するという建前をとっておるわけでございます。それで、たいいま畑先生が、この公社法がちゃんと行なわれておるかどうかというようなお話がございましたけれども、これにつきましては、行管からもいろいろ指摘されたことがございまして、それから公社の方でも、設立いたしましたから相当たつておりますし、ある程度の内容を改正したいという御希望もございまして、ただいまわれわれの方は検討中でございます。どういふふうにしたら当初の目的に達し得るか、そして畑先生の仰せられましたような、公共性を持つものであり、そして迅速に所期の目的を達し得るものかというようなことは検討中でございます。

○大橋説明員 たいいま郵政大臣から大体お話がありました通りでございます。現在、電気通信事業の公共性のあるものであることは、これはもう申し上げるまでもないところでございます。従つて、私の方といたしましては、公衆電気通信法の一途並びに現在の電電公社法の第一条の目的に沿うように、現在の法規の範囲内においてできるだけ努力をいたしておる現状でございます。ただ、現在のいろいろな組織なり規定というものが、ほんとうにその目的の通り完全にいつているかどうか

ということになりますと、いろいろ御議論がある点があるかと思ひます。現に、過去においても公企業体のあり方について、二回内閣にすでに委員会が設けられて、審議会が設けられております。それそれ詳細な答申が出ておるのであります。その点については、私もとしましては、適当だ、そうあつてほしいものだという感じのものもありまして、あるいは必ずしも全部その通りしなればならぬとも考えない点もあつてあります。しかし、決して現在の行き方が完全であるというまでは私どもは考えません。適当に直すべき点は直しますが、望ましい点はあると考えております。

○畑委員 郵政大臣並びに公社の大橋総裁からの御答弁がございました。それによりまして、公社も、郵政省も、その法律で定められた趣旨に沿つてその実現をはかるべく努力をしており、しかし、その中には、いろいろ改善すべき点も多々あると思うので、目下法改正等も研究中である、こういうふうな御答弁というふうな理解いたします。

そこで、さらに再度お尋ねいたしますのでございますが、現在電電公社でやりになつておる第一次五カ年計画、さらに第二次五カ年計画、それが終わろうとしたしておりますが、本年度から第三次五カ年計画を策定をされまして、その初年度が今年であるようにあります。非常に電話の需要が多い。今でもその積滞数が非常に上つておる。それを早く解決をするということ、それが当面の何よりも第一の要請だということに考へておられるであらうし、また私自身も、その点では同感でございます。

ますが、ただ、その五カ年計画を進められるにあたりまして、やはりいろいろな点を考慮しつつ進めてもらわなければならぬ。私たちが見ておるところによりまして、戦前の電信電話事業というものは、極端な言い方かも知れませんが、日本海外に発展するやうな態勢にあつた、いわゆる帝国主義的な政策、これに奉仕を強要されたところも申しましようか、それと同様な状態の電信電話政策であつたと私は思う。ところが、その後それは戦争によつて終止符を打たれて、それで新しく公社が生まれ、公衆電気通信法というものが定められたわけでございますけれども、どうもわれわれの見方によりますと、今度は逆に今申し上げました帝国主義的な政策、それに従つておつた過去に比べて、それにとつてかわつて、現在は独占資本の利益に奉仕しておるというふうに見られる面が多々あると思う。今度特に池田さんが所得倍増政策を唱へました。それにマッチするやうな形で第三次五カ年計画も現在策定されておるやうに考へております。産業の基盤の拡充強化、こういうことが一番中心の要請であるやうであります。しかし、これもある程度さることながら、一般国民の生活の基盤、生活環境のために奉仕する、そういう観点が強くなり上げられなければならぬと私は思う。今度の自動化、即時化、こういうことも結局大資本、大産業が発展するために、全国どこへでもすぐ電話をつなぐということ、コストの上から申しまして、非常に大きな大資本の要請であるわけですから、それで非常に即時化を急いでおられると思う。ところが、まだまだ近

距離の同じ市内の電話だけでもとにかくかけたい国民大衆はたくさんある。何も遠くを即時にかけなければならない。そういう電話が相当積滞いたしておるというやうな状況があると思う。そういう点から考へても、電話の申し込みの積滞をまず解決する。各家庭の電話の需要をまず解決する。こういうやうな観点からも進めなければならぬと思うのですが、どうも産業基盤の拡充のため、強化のため、それが第一義的におかれておるやうな感じがいたすわけでありまして、そういうことになりますると、決して公共性に奉仕しておるというわけには私はいかぬと思う。公共といふのは一般広く国民大衆、国民大衆の犠牲において一部の独占資本の利益に奉仕するということ、私は許されないとだと思つてございまして、そういう点におきかへて考へになりますか、これは総裁にお尋ねいたします。

○大橋説明員 たいいまの点につきましてお答えいたします。私どもは決して一部に片寄ることは考へておりません。所得倍増政策、もちろん内閣の政策として掲げられておるところでございます。われわれもそれにマッチした政策をとらなければならぬことはもちろんでございますが、同時に、従来から考へております一般大衆にすべて便利になるやうなことも、決して従来と変わらない方針でやるつもりであります。従いまして、できるだけ申し込んだらすぐ電話がつくやうに、さらに進んで市外通話においても即時に話のできるやうに、これはもう私どもの理想としては、車の両輪のやうなものでありまして、一方だけいいという

ことでは、決して完全な電話政策とはいえないと思つております。私どもは、この二つのものは相ともに並んで推進しなきゃならぬ、かやうに考へておる次第であります。

○畑委員 形の上からはそういうことで公平にやつておる、こうおっしゃいます。が、現実の力関係、その他の関係によりまして、実際にはどうなつておるのだと私は思うのです。たとえば電話を普通の人が申し込みまして、なかなかつかまへません。ところが、大資本、大企業家の方で申し込みますと、いわゆる優先順位というのがきまつておるやうであります。この優先順位によつて、どうしても大企業と大口申し込みの方が優先をする。一般の利用者は、何年たつてもなかなか電話が架設できないというやうな状況にあると思つております。しかも電話申し込み、加入電話のことにつきましては、設備料がみんな一万円、それから債券を十五万円買入というところについては、大資本も普通の一般の利用者も同じであります。しかも優先順位がずつとあつた。しかも公社が今進めております五カ年計画、これらの資金というものがほとんど大衆から出されておる。大衆のふんどしで相撲をとつておるというやうな感じがいたすのであります。公共性が強いからには、これは政府にも責任があると思う。もう少し政府の責任制を強めなきゃいかぬ。それで政府が出資するなり、あるいは財政融資の方の面をもつとふやうなやりすべからぬと思つて。ところが、ほとんど大部分が御承知のやうな料金による収入、相当莫大な利潤を上げておる。これは

距離の同じ市内の電話だけでもとにかくかけたい国民大衆はたくさんある。何も遠くを即時にかけなければならない。そういう電話が相当積滞いたしておるというやうな状況があると思う。そういう点から考へても、電話の申し込みの積滞をまず解決する。各家庭の電話の需要をまず解決する。こういうやうな観点からも進めなければならぬと思うのですが、どうも産業基盤の拡充のため、強化のため、それが第一義的におかれておるやうな感じがいたすわけでありまして、そういうことになりますると、決して公共性に奉仕しておるというわけには私はいかぬと思う。公共といふのは一般広く国民大衆、国民大衆の犠牲において一部の独占資本の利益に奉仕するということ、私は許されないとだと思つてございまして、そういう点におきかへて考へになりますか、これは総裁にお尋ねいたします。

ことでは、決して完全な電話政策とはいえないと思つております。私どもは、この二つのものは相ともに並んで推進しなきゃならぬ、かやうに考へておる次第であります。

○畑委員 形の上からはそういうことで公平にやつておる、こうおっしゃいます。が、現実の力関係、その他の関係によりまして、実際にはどうなつておるのだと私は思うのです。たとえば電話を普通の人が申し込みまして、なかなかつかまへません。ところが、大資本、大企業家の方で申し込みますと、いわゆる優先順位というのがきまつておるやうであります。この優先順位によつて、どうしても大企業と大口申し込みの方が優先をする。一般の利用者は、何年たつてもなかなか電話が架設できないというやうな状況にあると思つております。しかも電話申し込み、加入電話のことにつきましては、設備料がみんな一万円、それから債券を十五万円買入というところについては、大資本も普通の一般の利用者も同じであります。しかも優先順位がずつとあつた。しかも公社が今進めております五カ年計画、これらの資金というものがほとんど大衆から出されておる。大衆のふんどしで相撲をとつておるというやうな感じがいたすのであります。公共性が強いからには、これは政府にも責任があると思う。もう少し政府の責任制を強めなきゃいかぬ。それで政府が出資するなり、あるいは財政融資の方の面をもつとふやうなやりすべからぬと思つて。ところが、ほとんど大部分が御承知のやうな料金による収入、相当莫大な利潤を上げておる。これは

はかにございせん。独占だから勝手はうだい、こういうことです。しかも、現在そのもうけた金で次の建設をするんだ。この通り電話は不足なんだ。だからやむを得ないというような口実というか、そういうことで現在相当な高額の料金をとっておる。相当な利潤を上げておる。その利潤が建設資金になる。それからまた、さらに加入者から設備費用を一万円とって、また十五万円、債券を買わせる、それがまた設備資金に回るといふことで、ほとんど大部分がそうした加入者の設備費と債券、それと今言った高額の料金、これによって次の建設がなされておる。財政投融資とかあるいは公債債とか、こういうものは非常に少ない。こういう資金の面から見ても、こういう状況になっておいて、ほとんど加入者、大衆の負担によって次の建設がなされておる。こういうような状態でございまして、電話が足りないからしよるがないんだというところで、けつこう今までそれで過してきた。大衆も泣く泣く金を出してきた、こういう状況だと思ふのです。そういう点で、一つの電話ではこれだけですよといふことで、大資本であるが、普通の一般の家庭であるが、同じだけとられるわけです。それはもう本来は、公共性という立場からすれば、大企業の負担力のあるところからよけいとする。そして一般の大衆の人々からは少なくとる。たとえば、債券を買わせるにしろ、何かそういう方法はないものか、公平というのでいわゆる資本主義の現在の制度のもとにおいては、公平というものは何でも一人の人格が同じ金を出せばいいんだといふことで公平だといふので

は、私はむしろ不公平だと思ふ。そういう点の配慮が少しもなされておらぬで、公平であるかのごとく見えて、実際に不公平であるという現状である。公社は完全な加入者一般の人の料金を、それから今言った設備料と債券によって建設をまかなっておると申しまして過言ではないと思ひます。そういう例はほかにもありません。鉄道あたりなども同じような公企業でありますけれども、まあ電電公社ほどそういった大衆の奉仕によって次の建設をやっておるところは私は少ないと思ふ。そういう点については郵政大臣はどうお考えになりますか。

○小沢国務大臣 先ほどからいろいろお話がありました電氣通信業務の公共性につきまして、政府といたしまして十分力をいたしまして、政府出資もしております。それからただいま畑先生の申されました財投につきましても、三十七年度につきましては百三十億出してありますけれども、三十八年度につきましては百四十億出してある次第でございまして、今後も増していきたい、そういうふうに思つておる次第でございまして。

それから国がもっと発言力を出したかどうかというふうなお話でございまして、公社も、これもいろいろの問題でございまして、あまり発言をいたしませんと、公社それ自身の運営が民主的にかつて、そこをどうするかという問題でございまして、そこをどうするかという問題でございまして、たゞ管理の問題がございまして、問題がございまして、先ほど私からも申し上げます

通り、これを一体どういうふうにするかという根本的な大事なお問題になりまして、先ほどもお答え申し上げましたように、行政管理局からいろいろの点で指摘を受けておりますので、慎重に審議しておる点でございまして、先生のおっしゃる点も十分加味いたしまして検討をいたしていきたい、こういうふうにお考えをいたします。

○大橋説明員 ただいまの御質問に対してお答えいたします。

一つの問題は、電話をつけるのに大資本に片寄つてつておる、小企業者その他にはどうもつかないのではないかと、かような意味のお尋ねがあったやうであります。私も決して大資本に先づけるというふうな順位はとっておりません。問題は、できるだけ公共性の強いものを順位を先にして、従つて個人住宅のようなものは順位はあとになっておられますけれども、特に資本家によけいつけるといふことは決して考えておりません。

それから料金収入に基づく利益をたくさん上げて、それが大部分の建設資金に回つておるといふ点と、加入者に債券を持つていたという点と、加入者が御質問の一つの項目になつています。この料金の点は、これは御承知の通り公社がございまして、昭和二十八年でありましたか、約二割の料金の引き上げをいたしましたわけでございます。当時の状態でありまして、減価償却の積立金も完全にできないといふやうな点もありましたので、それと同時に、当時の状況では建設費が足りなく、非常に急がれておる拡張改良といふものができないので、その一部を拡張改良の資源にも充てようといふこと

を、はつきり当時御説明をいたして国会の御承認を得た次第でございまして、それが今日相当の利潤を上げておる原因であります。これは初めからその意味で上げていただいたのでございまして。

それからいま一つ引き受け債券を強制的に持たしておるのどうか、これは私は決して望ましいこととは思ひません。われわれも、もしできるならばそのやうなことは実はやりたくないのであります。しかしそのほかの財源が、財政投融資その他の財源でまかなへば非常にけつこうなのであります。これが今日の状況によりまして、なかなかよけい回してもらえない状況であります。一方においては、この電信電話の拡張改良というのは、非常に急がれておる関係上、やむを得ず加入者に一部協力をお願いして社債を引き受けていただいております。こういう状況でございまして、それにいたしまして、もととは負担金——たとえば東京などでは負担金三万円、これは債券ではありませんが、全くいただき切りの負担金というものは三万円いただいておりました。そのほかには債券を六万円持つていただいておりますのであります。その性質上、私も前から見ますと、ほんとうに好ましくないことなると、これは早くやめた方がよろうといふことで、それはやめたのであります。そのかわり債券の方を引き受けていただくと、債券は決してこつちがいただき切りのものではないのであります。相当の利子を払つて十年後に完済するといふ性質のものでございまして、以前よりは相当改善したつ

もりであります。しかしながら、決して望ましいことは考えておりません。できるならこれは撤廃した方が私は最も望ましいと思ひます。

○畑委員 今料金の問題であるいは債券の購入の問題がたまたま出ましたけれども、大体料金自体が、まあ二十八年に二割方確かに上げられました。しかし、戦争前だつてずいぶん電話関係はもうかつておつた。それで相当大きな部分を一般会計に繰り入れて臨時費等にしてサービスをしておつた。それをそのまま引き継いだわけですから、さらにそれでも足りなくて二割方上げた。公社の方の要求は二割五分だつた。ところが、あまり反対が強かつたので、当時の自由党や改進黨等が共同提案で修正をして二〇%にしたといふことは記録にも出ております。それで、二五%要求したんだが、二〇%にさせられた。それでもその後えらい莫大な利潤を上げておる。そうだとすれば、二五%はずいぶんサバを読んだものだ。それだつたらもうかり過ぎてしようがなかった、こういうふうにするの思ふのです。見込み違いといへばそれまでですけれども、えらい違いです。二割上げただけでも相当もうかつている、こう思ふ。

今度の電話料金改定、これは別に値上げというのが目的じゃなくて、おそらく料金の課金の方法、技術的な方法、そういう要請に基づいてできたと思ふのです。これは値上げとも値下げとも盛んに、実際には安くつくんだ、こうこの前説明されておりましたけれども、実際は安くつかない、高くついている例がたぶんある。これはプラス、マイナスで相当議論がございま

するけれども、目的が違ふんだからこれはいいとして、あのとき二割上げました。それで、その後第一次五カ年計画を完了し、さらに第二次五カ年計画を完了してどんどんやっておられる。これはやはり料金のおかげだと思ふのです。私はその公共料金のきめ方が非常にずさんだと思ふのです。ほかの電気料金とかあるいは認可料金——電気料金などは相当厳格な基準がきまつております。利潤率もちゃんときまつております。それが電話料につきましてはそういう基準がない。いわゆる政策料金だ、こういうことが私は言えると思う。そのほかの公共料金でも、届出制度のものでちゃんと基準がきまつておる。それに合わないければ認可もしない、こういうようなことになつておるが、一たび国会で通ればそれは金科玉条のものだ。確定化され、固定化されて、それで相当の高収益を上げておる。それが建設資金になつておる。建設資金になつてどんどんふえておるんですからいいようなものですけれども、しかしすべてそれは大衆が負担しておる。公共料金の名にふさわしくない。公共料金というのは、すべからずできる限りの範囲でなるべく安くするのが公共料金の本質だと思ふ。それが電話につきましては逆だ。この点については、建設をするんだからいたし方ないという御答弁なのか、あるいはこれで正しいとお考えになつておるのか、五カ年計画が今度の第四次五カ年計画で終わるということになりますか、そうならましたときにはこの料金はどうか。下げるのか。下げなければもうかり過ぎてしょうがない。この点はどういふ見通しなのか、そうい

う点を一つ總裁に御答弁を願いたい。  
○大橋説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。決して現在の料金、原価計算の上から見てその通り正しいとは考えておりません。原価計算の上にさらに相当の利潤を見て、その利潤の分を、何といひますか建設資金に回す、こういうことをはつきり実は私も申し上げて、御承認を得たわけでございます。将来もし建設というものがわれわれの理想の通り行なわれまして、そういう多くの利潤を建設費に回さなくていい状態になりますれば、これは値下げをするということも当然でありましようし、そのときの状況によつて他のものと有用なことに使ひ得るならば使うということも、一つのやり方だろふと思ひます。それはそのときの状況によつてさらに考えてしかるべきだと考えております。

○畑委員 そうするとあれですね、原価計算的に、原価にプラス利潤ということできめられたのが現行の電話料金だ、相当利潤率が高いということに認めておられると私は思ふ。ほかの公共料金に比べてはるかに高い。それで建設をしておる。そうすると、建設が終れば公共料金を下げるか、あるいはほかに有用なものに使うかもしれぬ、こういうような御答弁と思ふ。そのこと自体が間違つておる。これは公社を攻撃するばかりが能いじゃないと思ふのです。これは政府の責任だと思ふ。そういうようなことをやるのは政府資金を出すべきですよ。それで一般大衆の加入者に負担をさせるということとは、根本的に間違ひだと思ふ。今そういうふうになつていきますけれども(受益者負担だ。負担は当然のことだ)と呼ぶ

者あり)これは普通の公共のあれと違う。公共性じゃないと私は思ふ。(公共料金といつても受益者負担だ)と呼ぶ者あり)それは間違ひだ。まあヤジとけんかしておつてもしょうがないから……。  
〔発言する者あり〕  
○本名委員長 静粛に願ひます。  
○畑委員 その辺は端折ります。またあとでやらしていただきます。それから次に尋ねたいしたいのは、公社経営の民主化の問題です。戦後は公社ができて、直接加入が案になつた。従つて今の民主主義の事態に即して公社経営を民主化するということがこれから進まなければならぬと思ふ。公社経営で、現在経営委員会というのがございします、それはどんなことをやつておつて、どんな機能を果たしておるのか、この点を先にちよつと伺ひたい。

○大橋説明員 経営委員会は、これは皆さん御承知の通り、公社法に規定された公社としての最高の機関であります。重要な事項はこの経営委員会の決議によつてきまるといふことになつております。

○畑委員 非常に重要な機関であります、というのですが、どうも実際はあまり重要な機関になつておらぬのじゃないか。非常に形骸化した、形の上だけの経営委員会であるというふうにおわれは見ておるのですが、その点はいかがでしょう。

○大橋説明員 御批判はいろいろありますが、形骸化してしまつておるものとは決して形骸にとどまつておるものとは考えておりません。所期の目的が十分達せられておると考えております。

○畑委員 まあそれは公社の總裁だから、経営委員会なんかあんまり強化されると調子がよくないからそういうお言葉があるのかもしれない。しかし実際には国民はそういうふうには見ておりませんよ。形骸化しておるというふうに見ておる。これは法規的にそういうことになつておるからもしれぬが、経営委員は有給でもないし、たまに出ているのであつて要請があればそれについて議するといふ程度であらうと思ふ。この経営委員会の機能をもう少し強化をして、そして相當に権限のあるものにすることを思ふのです。これは政府の責任であると思ふのです。

○小沢国務大臣 先ほども申し上げました通り、公社ができてから十一年はや十年になつております。それで全体のある方につきては、やはり十年もたちますと、時代もかわつて参りますし、それから変える点ができてくると思ひますので、そういう点もいろいろ考えまして一つ検討したい。ただ、今すぐここで強化するといふふうにはまだ結論は得ておりませんから、断言もできませんけれども、そういう点も加えまして検討していきたい、そういうふうにお考えを願ひます。

○畑委員 郵政大臣はきわめて謙虚である。まあいろいろ御研究下つて、経営委員会の機能の強化などは、これから改善すべき一つのポイントだと私は考えておりますので、一つ十分に御研究を願ひたい。

それと同じ委員会ですが、ついでにちよつとお聞きしておきたいのですが、先ほど出ました料金の決定ですね。あの決定については、公社の方で案を立て、それで郵政省との間に打ち合わせをして、そうしてわれわれの国会の方へ提案して参る、こういうことだと思ふのですが、先ほど私が申し上げましたように、一定の基準が必ずしもあるわけではないし、非常に政策的だと思ふ。先ほど言ひました二五%の要求が二〇%になつても、なおかつ相當な利潤を上げておるということからすれば、やはりそういう点で料金は、きちつと合理的なきめ方をしなければならぬ。法律にも第一条に、先ほど申しました合理的な料金と書いてあるのに、ほかの法規をひっくり返してみまして、その基準になるようなことは一つも書いてない。ただ合理的な料金と書いてある。合理的というのとは何とでも解釈ができると思ふのです。そういうことでありますから、やはりそういう点で基準を設けるとか、あるいはまたさらに審議会ですね、料金審議会といつたような機関でも設けて、そうしてできるだけ公平に、かつ合理性を期するといふこと、しかもその中には、公社側代表あるいは利用者代表、労働者代表、学識経験者、こういったいろいろなものを入れた電話料金の審議会、こういうものでも設けてしようというふうな御意図はございせんかどうか、これは郵政大臣にお尋ねいたします。

○小沢国務大臣 こまかいことになりまますので政府委員から説明させていただきます。

○浅野政府委員 ただいま畑先生から

料金の件につきまして御意見がございましたが、ただいま、御存じのように、公衆電気通信法におきまして、料金は法定ということに現在の体制ではなっております。現在きまつております料金も、国会の慎重な御審議によりましてきまつた料金でございます。ただ、おっしゃいますように、なるほど見てみますと、先ほど総裁も申し上げましたように、利益金という形のようなものも見られるわけでありまして、ただこれはいわゆる会社の利益金と違っておりまして、損益勘定の中目体におきまして実費という形も、これまた会社の支出とは内容が違つておるようになつておられます。少なくとも合理的な料金という内容として見れば、こういう公共企業体として見ても、勘定関係で見ても、場合には、確かに利益金ではございますが、これは利益金というよりも、これを現在の利用者も将来の利用者も使うことによつて非常に恩恵をこうむる、これまた一つの支出の内訳である、こういう意味におきまして、料金のあり方というものを、国民多数が結局喜ばれるという形におきまして、一応そういう形でできておるものと考へておられます。従ひまして、国会におきましてきまつた料金に現在において非常な適切であるもの、かように考へておられます。こういつたことで一つ御了承いただきたいと思ひます。それから審議会につきましては、ただいま考へておりません。

○煙委員 その問題は以上でとどめます。

次にお尋ねいたしたいのは、やはり本来のあり方という点から出た問題でございまして、公衆電気通信事業の一元的な経営、電気通信事業の一元化、この点についてお伺ひいたしたいと思ひます。

公衆電気通信事業は、その公共的な使命にかんがみまして、一元的に経営されるべきものだというふうに考へております。これはわれわれの年來の主張でもございまして、国の通信政策も現在これでやられようとしておるのではないかと考へる。そういう観点からお尋ねいたすのですが、だんだんと農山漁村地域に合理化が推し進められるにつぎまして、今まで郵政省への委託業務として存続しておつたところのいろいろな小局がございまして、そういう点について、だんだんと切りかえるというふうに進みつつあると思つておりますが、公社においてこの点は一元的な経営をはかる方向に今後とも立つべきだ、かように考へますが、この辺についてはどう考へますか。これは郵政大臣に伺ひます。

○小沢國務大臣 公衆通信の一元化というところでお尋ねでございましたけれども、現在いなかの方にいきますと、小さい局がたくさんございまして、そこまで全部やるというよりは、コストの関係でなかなか無理じゃないかというふうな考へておるわけでございます。現在、現在の制度を活用すれば私はそれでいいじゃないか、そういうふうな考へておる次第でございまして、

○煙委員 そうしますと、郵政省の方に委託してあるのはそのまゝの状態がいい、こういうわけですか、その辺をちよつと伺ひたい。

○小沢國務大臣 問題がこまかくなりますので政府委員から答弁させます。

○淺野政府委員 現在郵便局に委託をしております点等、委託をやめて公社で一元化をしてはどうか、こういうふうな御質問と承りました。おっしゃいますように、公衆電気通信事業の一元化、これはやはり一つの考へ方の骨子ではございまして、しかし、非常に散在いたしております山の中の部落に至るまで、公社で一括するようになりまして、どうしてもコストが高くなつて参ります。ひいては加入者——これはもちろん都會も地方でもありますが、全般にその費用負担という意味におきまして、かえつて高くなる。こういうた率率的、経済的の面から、現在郵便局を利用いたしまして、一万五、六千の郵便局を何らかの形でみな使つておるわけでありまして、これはやはり現在置かれております日本の状況におきましては、一番率率的なあり方であらう、かように考へております。

○煙委員 そうすると、現在の状況はそういうことで、これを一元化するのにはなかなかむずかしいとおっしゃるのか、漸次そうしていくという考へなのか、今のままでいいのか、その辺はどうなのですか。基本的にはこうしたいのだけれども、この点はこうだからというのですか。

○淺野政府委員 逐次設備が大きくなつて参りまして、集中化して参りましたものから直轄化したして参ります。ただ、逆にまた部落ができて参りました場合に、特定局をしてやらしていき、こういうものもございまして、考へ方としては変えない建前でおります。

○煙委員 有線放送がございしますね。これとの接続の問題等、いろいろ現在研究すべき問題が多いと思ひますが、これについては政府の考へ方はどうされる考へですか。

○淺野政府委員 ただいま有線放送電話につきましては、三十二年の国会でありますか、おきめいただきました有線放送電話に関する法律、これによりまして、現在日本じゅうにございまして、施設が二千六百くらいございましてお参ります。同時に、それに付属してあります加入者の数は百九十数万、二百万に近い数になつております。ただこのあり方につきましては、国会の御意見がございまして、円満なあり方につきまして勉強いたしておりますが、そのうちの施設のよいものにつぎましては、昨年度並びに本年度、予算をちよくだいたしまして、電電公社に試験的にたまたま接続をいたしまして、どのようにすれば——そのうちのよいものは公社線につないでも特に支障はないか、こういう点を検討いたしておる段階でございまして。

○煙委員 ただ、有線放送の問題については、農林省等との関係もあり、なかなか調整がむずかしいんだと思ふのですが、一元化という点からすれば、これも一元化しなければならぬ。ただ、有線放送はあくまで放送だから、ただそのまゝそれを公社線に接続するといふ点は、一元化にもとるといふこともあらうと思ふのです。しかし、今のような状況で、どんどん農林省が有線放送の方へ補助金を出すというふうなこと、また、公社の方の加入電話の関係がなかなか円滑でないといふことになると、それはどんどんふえてい

くと思ふのです。それを今のうちからどうするかということ、たとえばそういう金を、農林省でなくて郵政省の方へもらつて、それで郵政省の方としてやつていくという形が私は望ましいと思ふのです。そういう点で一つ努力をしていただきたい、かように考へます。

それから、もう一つの電気通信事業の一元的経営という問題についてお尋ねいたしたいのは、これは国内の方と国際間の国際電報関係で現在担当しております国際線、結局国際線の自動化、即時化というものと関連をいたして参るのでありますが、こういう関係から、これは一元化という立場からすれば、逐次国際、国内を一本にするというところが、私は一元的経営という点からして今後ますますその必要性が痛感されてくるのではないかと考へるのですが、将来国内、国際の通信の一元化ということを経営も一緒にやる、一つの会社にする、統合する、こういうことについては政府の方ではどんな見通しを持っておられるか、承りたいと思ふ。

○淺野政府委員 ただいま先生の御指摘の通り、国際電気通信のあり方は、今後非常に問題になつてくると考へております。ただ、なるほどおっしゃいますように、世界の自動化、こういうことには伴ひまして、国内の電話、国際の電話という限界をきめることが非常にむずかしくなつてくる、こういうことは将来ますます強くなつて参るものと考へられます。ただ、かりに自動化が進みまして、そういう点が非常に密接になつて参りまして、言葉の問題、それから料金問題、いろいろ

な点がございまして、直ちに両者を一体化ということはなお当分考えられないのではないかと。むしろお互い分担し合つて密接にやっていた方が、能率的でもあり、かえつて成果も上がる、また便利である、かように現在のところは考えております。

○畑委員 以上をもつて終わります。

○本名委員長 安宅常彦君。

○安宅委員 私はいさぐりでまた通信委員会に戻りまして、初めてのものですから、こまいところからいろいろとお尋ねをして、なれるに従つてだんだん大きな問題をやりたいと思つたので、今畑先生からお話がありましたので、そこから質問を始めたと思つた。

大臣にお伺いいたします。ただいま問題になりました通信事業の一元化というお話であります。国際電報ができた当時、総裁は前の総裁ではなかったかと思つた。副総裁もかわつておりますけれども、私も当時公社の職員でありまして、職員の労働組合の幹部もやつておりました。いろいろ話をしておつた。当時通信事業というのは、赤字でどうにもならないものがかかえて、そして電信電話公社という公共企業体になつたんだが、同時に国際通信というものを取られてしまつた。そして民間経営にされた。国際通信はこの電信電話事業の中で一番もうかる部分です。一番もうかる部門を取られて、さあ自主性を与えるからあんなやれと言われたって、イワシを出されて、身を取られて、頭と骨を残されて、さあ食べてごらんさいと言われたのと同じだ、こういうことでございましておつた記憶が私にあるのであります。

て、非常に、採算の面からも、経営をする側の人々さへも、そういうふうな表面では言えなくても、内部ではそういう話をしておつたものであります。が、この採算の面からいっても、どうしても国際通信というものは一緒にしたいものだというわれわれは念願がある。

それからもう一つは、今電気通信監理官が答弁されたように、どこからどこまでが国内通信、どこからどこまでが国際通信かわけがわからなくなつてきておる。機構が非常に複雑化して、さうして方式も変わつておる、ほとんど自動化されておる。こういうときに、こまに民間経営で、ここからこまに電報の経営だといふ、鉄道だ何線は何かということになりますから、これは区別がつかないけれども、実際に電信電話事業の場合には区別がつかぬのじゃないか。これは全部まとめてしまつた方がいいのじゃないか。将来そういう構想が出てくるというのを予想しないか。どうか。一つの例として、たとえば通信衛星の問題なんかがあります。今試験的にアメリカの通信衛星で交信をするいろいろな仕事を電報の方でもやる。それから民間でもやる、国でもやってみたり、民間の会社でやってみたりいろいろなところでやっておるわけですが、それはうまくいくかどうかという段階では、いろいろな部門でやるでしょうが、将来そういうものがはつきり採算化されて、さうして運営ができる、経営ができるということまで来れば、そういうものを含めた通信方式というものが確立されるに及んで、結局どこかで一元化して、民間でやら

せるか、あるいは、今のところ試験的ですから、電波局がやっておるかは別として、これらのものを一緒にしてどこか経営する母体を置いてやつていかなければならぬというところが当然出てくると思うのです。そのときに、こういうものも頭に描いて全部電信電話公社がそういうものを掌握してやつていくということは大変は考えないと、今までのように古い時代じゃないです。それから、そういう意味でちよつと一つのヒントを与えたつもりなんです。が、大臣のお考えはどうでしょうか。

○小沢國務大臣 たいだいま研究中の衛星による通信、それによつて国際電信が発達しておるというようにございまして、これはたいだいまは研究中でございまして、これは、技術の進歩が早い時代でございまして、遠からず実現することと思つた。まあさういうわけでございまして、その時代になりましたら知らず、ただいまの状態におきましては、国際電報も分離いたしまして、経営もちゃんとやっておるようございまして、それから電報公社といたしまして、五カ年計画で見通しをついた次第でございます。現在、現在の段階といたしましては、私は現在のままでいいんじゃないかと思つた。ただ、先ほど申し上げましたように、衛星通信の時代になりました。国際電報が非常に変わったような様態になります。これはそのときまた新たに研究すべき問題じゃないか、さうして考へておる次第でございまして。

あたりでもいろいろやっておるのです。ね。それから、そういうことについて民間の会社でも懸命にやっておる。ところが、研究の費用なり運営の機構なりを見ますと、たとえば通信衛星だけではなく、電話や何かの交換機その他の通信機の研究その他についても、もう民間に劣つちやつて問題にならない。りつぱな研究部門はあるんだけれども、それを生かさないうで、アメリカあたりから、買ふ必要もないボロ機械を買つてきたりなんかしてゐるものだから、国内で、ほんとうに電報公社の職員として、将来電報公社発展のために研究しようとしておる学者やさういふ技術者が、非常に意欲をなくしておる。通信衛星の研究にしても、私はさうに感じられて仕方がないのです。が、さういふ技術的な面から見ても、何か通信衛星時代になつて考えましようというのではなくて、もう今は基本計画を立てて対処をしなければならぬ段階ではないかと思つたのです。が、どうですか。監理官の辺に頭がいきませんか。

○浅野政府委員 非常にむずかしい御質問でございまして、最初に先生がおっしゃいました、国際電報は非常に出発当時もうかつておる、現在もさういふ状態である、こういうふうな御意見のようでございます。これは当初はさうでございましたが、短波ばかりでやつておりました当初に比べて、現在太平洋ケーブル、宇宙通信、こういった面の資本投下の負担をだいぶしよつてきております。それから通信教自体は思つたよりも伸びはゆるく伸びております。こういう面から参りますと、なかなかさういふよい状況ばかりではない、さういふ一つの事実がございまして、とりあえずこれだけ御報告いたします。

それから研究施設の統合その他の問題、特に宇宙通信が出て参りました場合に、一本化をやつた方がいいんじゃないか、さういふ御意見でございまして、研究機関というものは、おっしゃいますように、一つの大きなところで強力にやつていく、これも非常によいあるべき姿だろうと思つた。ただ、高度のあつた技術になりますと、やはり研究者の皆さんも互いに立場々々でやつた方がかえつて能率が上がる。これはなかなかむずかしい問題で、研究所の統合というのはなかなかむずかしいです。国際と公社で互いに研究テーマを連絡してやつた方がむしろ能率が上がるんじゃないか、さういふふうに私も並びに関係者では考へております。

それから国際を一本化するべきじゃないかという御意見でございまして、確かに宇宙通信によりまして、これは公社でも国際でも受ける場所は同じじゃないか、さういふ点もおっしゃられる通りであります。とは申しながら、人工衛星だけにたよるわけにはいかない。やはり海底線も使つていくというのが世界の趨勢でもあるようでありまして、短波もやはり貴重な資源でありますから使つていかなければならぬ、言葉の問題もある。さういふ点から、当面は現在の方式でいくのが一番よいものと思つております。

○安宅委員 それでは公社の方に聞きますが、どなたでもけっこうです。今海底線の話が出ましたし、この前の委員会でも、森本さんから海底線の

話が出ましたが、国際線なんですから、日米安保条約でどういうふうになるかと、これは電電公社の整理財産の中に入っている。あのときは釜山とこの間の海底線の話だと思ひますが、そのほかにもまだたくさんあるわけですよ。そういうものをどうしたらいいか。今のところ電電公社の中にいれてもいいというけれども、日本とアメリカの間で結んだ軍事条約みたいな安保条約でもって、この分はそのときに分けてきめようなんという話で成立しておったとしても、大体海底線の問題は、財産権の問題も出てきて、半分ずつ負担するとか、いろいろそういうふうになっているのが今までの慣行だと思ひます。そのときに韓国あるいはその他の国から、これはおれの方に半分よこせと言われても、それを具体的にいろいろと処理し得るのはどこかというところになりますと、そういうこともあるから電電公社に入れておいたのだという矛盾の答弁をあなた方がしなければならぬほど国際通信の關係は——国際通信が一元化された場合に非常に便利だという意見というものが、そこでぐっと出てくるような気がしてならないのです。国内法では国際通信に置かなければならないものを、電電公社にまだ財産として残しておかなければならないような矛盾がある。それも日本とアメリカだけの条約でできまうと、韓国は独立国なんだから半分おれののだと言われたら、これはどうしたらよろしいかというふうなことで、韓国が独立宣言をしたときからそういう話が出なければならぬのに、日本とアメリカだけで、昔はお前はおれの植民地だったんだからよいことを

言うなというふうな顔をしておられないばならないというふうな、そういう矛盾が一挙に解決できるし、あるいはまた委託局にしてもそういうですよ。  
〔委員長退席、佐藤洋委員長代行着席〕

今度の国会で出すのじゃないですか、電話の運用職員の人をやめる場合に五割増しだけ出して、そうしてそれでも二十万円だかに達しない場合には二十万円くらいに引き上げるとか、これは電電公社の社員に対してそんなことをやるのならよほど筋の通るところがあるけれども、委託局の交換の人が——これは郵政大臣の管轄下にあるからいいといえどもそれまでの話だけれども、為替をやったり貯金をしたり、そういう人もみんなそうです。半分々々ずつ受け持っている人がいないとも限らないようなそういうこと、そういう退職金のことも、内政干渉みたいなことで郵政省の方へ入れ込ませるような話まで出ておる。これはやはり人員も経費もすべて電電公社にびしゃつと、今のようないんちきな委託でなくて明確にしてあげれば、そういうことを大蔵省あたりからたたかれておるおろす必要もない。

有線放送もそうですが、先ほど畑さんが言いましたが、有線放送の場合には、農林省の新農村建設計画によって開始されたはずですが、その大まかな予算というものは農林省でやっておる。ところが、農林省でやっても有線放送がつかないような僻地では、郵政省も補助金を出しませうなどと言つて電気通信をやる。農林省がやってもつかない有線放送を、田舎の山奥のところでない小さなところを、私ら引き

受けましよう——そしてやる本体は農林省の予算でやりましよう、べらぼうなことを平気でやっておる。よく恥ずかしくもなく——国民に顔向けができておると思ひつゝのか。郵政省の官僚といふものは頭が少し——農林省あたりから脳みそを半分くらいもらつた方がいふようなことを平気でやっておる。こういうことからいって、やはり電気通信事業というものが、そういう意味で特定局の分も、それから有線放送の管理の問題も、やり方ばかりではありません。

それから国際通信の問題、通信衛星の問題からいっても、これははっきり電電公社というものが一つの通信の体系を將來びしつとしなければ、オートメーション化された通信事業というものが運営できなくなるといふことをわれわれは考へておるのだが、あなた方も考へようとするならば、将来電気通信事業というものが一元化して公社が研究部門に至るまでびしつとやっていかなければならぬ、こういう気持ちになつてからやりましようというふうなことを大臣から答弁されたのだから、なかなか言いにくいかもしれないが、これは技術局長あたりから、何でもいふですから明確にそういう専門の分野にわたつての答弁をお願いしたい。

なお、つけたしておきますが、研究部門というものが、ばらばらの予算をもらつてあつちであつちの機械をつくつてみたり、こつちでこつちの機械をつくつてみたりしているから日本はおくれる。経済力の比較は、アメリカとソビエトはいろいろ評価の違いはありますが、人工衛星なんて一つの大きな集中した力であつたことをやつたからソビエトの方はほかとちやうと上がり、アメリカのやつは途中まで上がつてぼんやりと海に落ちたりするわけですよ。力を集中すればそれだけの成果が上がるというのが原則ですよ。あつちで少し、民間の会社で少しやつておる。だから国際電電なんかにそんなものに投資をしなければならぬようなところまでできておる。困つた状態になつておるということはおなた自身白状していらるのですから、電電公社はそういうことを含めて答弁をしていただきたいと思ひます。だれでもいいですよ。総裁だつたら大へんけっこうなんですがね。

○佐々木説明員 御指摘の通り、電気通信と申しますのは、實際使われまう場合には、両端末のみならず、途中の場も全部つながつた形で使われるわけでもございまして、そういう意味から言いますと、その内容的な、技術的な細部の問題につきましては、全部統一したものになつていなければならぬわけでございます。そういうふうなわけで、現に国際会議等もございまして、世界的な技術、規格の統一ということもやっております。国内的にも公社並びに国際電電等、常に緊密な連絡をとりまして、技術的な統一の問題については万遺漏ないようになつておる次第でございます。

○安宅委員 あまりべらべら具体的な問題を五つ六つ並べ過ぎたから、かえつて抽象的な答弁に逃げられたのかもしませんが、それではぼつりぼつりやりましようか。

有線放送なんかどうですか、監理官、恥ずかしいと思ひないかどうか。

それから委託局の退職手当のことまでくちばしを入れて、郵政省職員の分が二十万円に達しないならば達するようにしませうなどというのを考へておる。そうすると、郵政省の方では非常に困らないか、そんなことでいろいろごたごたが起きないか。電信電話公社法というのは公社職員に適用するものですが、もちろん退職手当だけは国家公務員法の特例法でやっていると申すのです。そういう、人の家まで侵入するなどという問題は、本来ならいいか悪いかの問題でですね。これくらいで具体的にだれか担当者から答弁して下さい。

○淺野政府委員 有線放送の件につきましてお答えいたします。ただいま先生の御質問の点、もし私誤解いたしておりましたらお許しをいたしたいと思ひますが、現在私ども郵政省としていたしておりますのは、先ほど申し上げましたように、公社線につなぎます場合の試験接続に関する予算だけをいたしまして、それ以外につきましては、有線放送電話の法律に従つた認可をいたしておる、これだけでございまして。

○安宅委員 補助を出しているんだらう、九千万円か何かに……。○淺野政府委員 おそらくそれは農林省かどこかだと思ひます。農林省は本年度をもって助成が終了いたしました。自治省の分は三十五年で終わつております。私どもの方の分は、本年度は三千四百万円、昨年度は七百五十万円、これは試験接続でございまして、公社線につながる場合の試験用といたしま

して、一施設にその費用の二、三割を助成する、こういった試験接続の場合の助成でございます。

○武田政府委員 ただいま先生お尋ねの第二の点でございますが、いろいろとあちらこちらに關係しておるものがございますから、私から御答弁申し上げます。

お尋ねの趣旨は、委託業務關係の職員にからんでの退職金等と承知いたすわけでございますが、これは、現在委託業務に従事しております者は公務員でございます。また電電公社關係の職員は直轄局の職員でございます。それそれ現行法では退職手当法の適用を受けなければならぬのでございませう。従いまして、兩者の間にその支給率その他についても別に先生の御指摘のような指図をするとか何とかというような關係は、現在生じておりません。あるいはお尋ねの趣旨は、いろいろと先般の委員会でも提出予定法案の御説明中に一部加えました、合理化に伴うところの特別な措置という点にからんでかと存じますが、その点は合理化によりまして、配転その他いろいろと努力いたしますけれども、その際に、退職をしようという人に対しまして、できるだけ退職に際しての手当を考え、また同時に、再就職その他の便宜もはかり、また、そのもとでと申しますか、そういうことにもできるやうにというやうなことで、あれこれといろいろ公社並びに大蔵省その他關係省庁とも連絡をとりまして、目下相談をしておるという段階なわけでございます。

○安宅委員 だから、たとえば特例法

を見ますと、公社の職員の場合はどう、その他の場合はどうと、いろいろこまかい規定があつて、その割増しをやらないやならないやうなときも、いろいろと立場々々によつて違ふやうにできていますのですね。電電公社の電話の合理化計画に伴つて、やめなきやならないやうなときに、電電公社の、郵政省の中に及んだ一つの要請ですやう。それにこたえて、同じやうにしなきやならないやうなという、監督官庁の方が押されちゃつて、よろしゅうございませう。また、郵便だつて、為替貯金だつて、合理化というものはあつた方です。計画しているものがあるでしやう。そうすると、郵便の方はどうして

くれるんだ、電電公社に何ほか少しづつなりのあるやつだけはこうだとか、金が上がるとか、おれたちの合理化をやめるときはこうだとか、そんなことがたが起きてくるほど、委託局制度というが、電気通信事業というものは一元的にやつていこうという姿が現れてこないために、そういう矛盾が起きてくるのではないかと。だから郵政省として、その辺はそういう小さな問題から私は質問するのですが、そういう矛盾ができておるといふことを考えないかというのを聞いておるわけですか。

○武田政府委員 一元化されていらない關係で起る矛盾といふことも、たとえば郵政省のやつております他の事業に比較いたしましての問題は、あるいは先生の御指摘のやうなことも想像できる……。

○安宅委員 おれが全通の委員長だつたら、一番先にそれを言うよ。

○武田政府委員 そういうことでございまして、いろいろと将来の計画も立てておりますので、それぞれの事態によつて、やはりその計画を推進するためのいろいろな措置は考えなきやならぬと考えております。

○安宅委員 公社の方、どうですか、この關係は。職員局長がだれか知りませんが、そういうことで大蔵省から相当文句を言われたり何かしておるらしいが、そういう立案をする過程で、合理化計画のやり方について、こういう障害があつてなかなかこれはめんどうくさいものだなといふふうに感じたことはありますか。これは一つ答弁をさせていただきます。

○本多説明員 お答えいたします。郵政省の委託局の職員の關係の問題について合理化と関連いたしましての御質問でございますが、私も郵政省とは委託協定を結んで合理化に伴う要員の措置の問題について従来やつて参りましたが、今後三次計画という大きな問題につきまして、なお一そう委託局關係の要員問題については、私も配意をするつもりで臨んでおります。委託關係の問題につきましては、郵政省との間に連絡協議会を設けて、緊密な連絡をとつて私もやつております。もちろんその間におきまして、いろいろな意見もございまして、できるだけ意見を調整して、諸計画が円滑に実施できるようにやつて参つておるつもりでございます。また、組合の關係におきまして、昨年の新しい料金制度に移行する際におきまして、委託關係の要員問題について、私どもの組合の方も非常に関心を持って、いろいろ意見もございましたが、これにつき

ましては、私も今後お互いの労使關係——郵政關係の労使關係、私どもの方の労使關係を十分慎重に考慮して計画の円滑な実施をはかるやうにやつていくといふうな取りきめもしております。そういう線で十分に計画の実施ができるやうに取り運んで参りたい、かように考えておるわけでありませう。

○安宅委員 ちょっと待つて下さい。そういうことを聞いておるのじゃないのだ。私は、今連絡協議会をもつてやつておる、いろいろな問題もありませうが、そういうこととあなたとは逃げた。その逃げたところについていろいろの問題があつたのです。郵政省の職員の退職手当であつたところで規制をしなければならぬほど電電公社というの、ふくれ上がつて、そうしてそういうところまでしなければ第三次五カ年計画の要員計画が成り立たぬといふところまで来ているから、郵政省の職員の退職手当まで同じやうな支給額でいこうじゃないかといふやうな話をせざるを得ない。そうすれば、そんなことを郵政省のところまで持つていったら、大蔵省あたりの意見があるといふことを、大蔵省の方から僕は聞いておるのです。そういういろいろな障害があつたのじゃないか、やりずらいものだなといふことを考えたことはありますか。聞いているのです。いろいろやるつもりでありますやうなことを答弁する必要はない。

○本多説明員 ただいまの、何と申しますか、要員の措置につきましての特例な給付金と申しますか、そういう問題につきましては、郵政省とも十分御連絡いたしましていろいろ検討いたし

まして、郵政省と同じやうな歩調で進んでおるわけでございます。先ほど監理官からお話ございましたやうに、現在におきましては、やはり郵政省の委託關係の交換職員というものが郵政省の職員でございます。郵政省と同じ歩調で進む、意見を統一して進むといふことでございまして、大体そういう方向で進んでおるわけでございます。決して何かこちらの方が強制的にどうかといふやうなことでございませう。意見を統一しながら進んでおるわけでございます。

○安宅委員 それでは、そんなことをあなたの言う通りなんて答弁すると怒られると思うので、私はあと言ひませうが、今の委託協定です、それでやつて連絡協議会を開いて、局舎の問題から何だか言つてけんかをしてお、はつきり言えば、退職手当までお前のところと一緒にしてくれないかといふことを言わなくちゃならなかつた、今私どもの労働組合と、郵政省の労使關係ともいろいろ話し合つて要員計画その他についてもなんといふことを言つておりましたが、その問題は、この第三次五カ年計画に關する要員労働の問題として私はあとからやりませう。きようはそこまで触れませんが、そういうめんどうくさい連絡協議会などを開いて一々やらなければならぬといふことをなくせば、もつとよくいくといふことだけは言えるのじゃないですか。それはあなたから一つ答弁して下さい。どうですか。

○淺野政府委員 これは先ほど申し上げましたこと……。

○安宅委員 いやいや、あつた方がいかどうかだけだ。なかつたらもつと

いいのではないかと、質問に端的に答えて下さい。大体時間が切れて困る。

○浅野政府委員 やはり同じことになるとありますが、やはり今の体制が一番合理的であり、能率的だ、こういうふうに考えております。

○安宅委員 これ以上続けたって苦しいようですから、先へ進みます。

先ほど自民党のえらいヤジを、なかなか有効なヤジを飛ばしておった人がなくなつたとき間を見てやるわけがありませんが、大資本を擁護するのじゃないかという畑さんの意見に対して、ヤジが飛んでおつたのです。私具體的に言いますが、ヤジというものは一番痛いところをつつかれたときにあつてヤジを飛ばすものなんです。私も経験がありますが……。だからその通りだと思ふのです。小さいところから聞いていきますが、今どうですか。

池田さんは、経済は高度に成長しておるとかなんとかうまいことを言つておられますが、この間の本会議の答弁でも、成田書記長の質問に対して、今は一番困つてゐるのは大企業で、労働者や農民はみな景気がよくて喜んでゐると、池田さんはとんでもないことを言いました。ところが、そうでないで、電話をつけたときの負担金の問題からいろいろ畑さんが質問されましたが、中小企業を含めた一般大衆は非常に困つてゐるんじゃないか、こう思ふのです。

これは資料であつて出していただきたいと思ふのですが、毎月々々電話を滞納によつて取りはずされてしまふ、通話停止をされてしまふ、こういう件数の三年間ぐらいの推移がびしやと

わかるようなものを出していただきたいと思ひます。それから、その比較として第一次五年計画の当初、第二次五年計画の当初、それから現段階、こういうふうに分けたものがあれば、比較が大へんうまくなつてゐるんじゃないかと思ふのです。

それほほしいのでありますが、今特にそういう傾向が前より強くなつてゐるのか、加入者に対するその比率が多くなつてゐるのかどうか、そういうことについてどなたか答弁できる人おられますか。あわせて滞納の金額も。

○金光説明員 ただいまここに資料の持ち合わせがございませんので、第一次、第二次計画の当初のころと現在の滞納、あるいはどれくらいかどういふ状況になつてゐるかというところは、後刻またお知らせしたいと思ひます。

○安宅委員 資料がないので正確な数字は言えないという答弁であります。が、大体のところはどなたかわかつてゐるでしょうね。そんなことわからないうで公社経営はできない、商売はできないじゃないですか。

○金光説明員 資料をととのえまして御説明申し上げます。

○安宅委員 それからもう一つ資料をほしのでありますが、それは終戦以来、昭和二十年から――それはあまりひどいと言ふんだったら、昭和二十五年からでもいいですが、加入電話の開通の各県別あるいは級局別の割当数の推移ですね。何ぼお前のところの割り当てであると言つてあるでしょう。それは通信局を通じて通信部に割り当てて、それからまたやるのかもしれませんが、その結果、最近までずっと調べ

たものを一つ出していただけますかどうか。

○佐々木説明員 今先生のおっしゃつたのは級局別と都市別でございますが、府県別と大ざつぱらだから級局別の方がかえつてわかりやすいと思ふのです。府県別と級局別と両方出してもらえればありがたいんですが……。

○安宅委員 どちらでもいいんですが、府県別という大ざつぱらだから級局別の方がかえつてわかりやすいと思ふのです。府県別と級局別と両方出してもらえればありがたいんですが……。

○佐々木説明員 級局別といひますと、級局がどんどん変わるのをごさいますから、ちよつと押えにくいのでございします。だから府県別の方を出させていただきます。

○安宅委員 府県別ではほんやりしてゐるな。その主要な局と、それからいへば中都市、それから小都市、それからごく小な方と、こういうふうな四段階にわけたもので、何か推移がわからないものか。私しろと考へたから、そういうものができないとすれば仕方がありませんが、局を指定して級局が変わるといふんだつたらば、そういうピックアップして特定して、県内何ぼとか、こういうものと府県別と両方出すことはできませんか。

○佐々木説明員 帰りまして御趣旨に沿うような数字が出ますかどうか検討して、それが出来るように努力いたします。

○安宅委員 それは第一次合理化計画以前の比率と、それから第二次、第三次と進むに従つて、どういふ比率で、加入者開通の割当はどういふ推移になつてゐるか、わかるように一つ出していただきたいと思います。よろしゅうございしますか。

○佐々木説明員 昭和二十年ごろから

公社発足までの資料というのは、ちよつとここで受けかねるのでございしますけれども、帰つていろいろ調べまして、できるだけ御要望に沿うような数字を出すようにしたいと思います。

○安宅委員 電気通信省時代の分はわかりませんが、昭和二十四年以降……。

○佐々木説明員 帰りまして詳細に調査いたしますので、その上で御説明申し上げます。

○安宅委員 出しますか。

○佐々木説明員 それはちよつとここで私、何とも申し上げかねるのであります。

○安宅委員 公社発足後は出せるね。

○佐々木説明員 公社発足後はある程度数字が出ると思ひます。

○安宅委員 それから聞きますが、私の経験から言いますと、新しい料金制度になつてから、国会から地元にかけて電話料が、非常に高くなつてゐる。だまされたと思ふんだ。三十億の赤字だなんて前の大蔵官を言つて、私につかれておたおたしておつたけれども、実際のどの位のどと思ふんです。だから今減収になつておるとかいろいろ言つておられますけれども、これは景気変動によるものが主たるものじゃないかと思ふので、私今そういう資料がほしいと申し上げたのですが、実際問題として具体的に大資本が非常に有利な立場にあるということとを裏づける理由は、畑先生からたくさん話がある。畑先生は畑先生で、畑先生の上に踏まえて、私はいろいろ具体的に質問してみたいと思ふのです。

電話債券だつて、金を幾ら持つておる人でも貧乏な人でも同じに割り当てる。それから設備料も同じだ。それは

不合理じゃないかということ畑先生は言つたのです。電話を五個なら五個、十個なら十個持つておる加入者で、すね、そういう人がさらに電話をとるときなんかは、債券をよけい買わせるような気持はありませんか。そしてなるべくその金でいなかや何かへつと割当金を伸ばしてやる、浮いた金で、なかなかいい計画だと思ふんだけど、賛成してくれませんか。そういう気持はありませんか。

○大橋説明員 ただいまのお説、大へん斬新なアイデアだと思ひますが、これも一つの考え方だと思ひますが、けれども、ただいまのところはそこまで進むつもりはございません。

○安宅委員 そうすると総裁、架設の順位、国会議員が先だとか何とかいろいろ書いてあるのです。だけれども、一般の人々が電話が通じないで大きい会社や先に電話が通じてしまふにさつたという陳情がたくさん私のところに来るんです。ちよつと隣り合せておつて、私の方が先に申し込んでおつたけれどもさつぱりかからない。電話局というのは大きい会社からいろいろもらつてゐるのではありませんか。そういうことまで言われて、私どもはおろおろしてゐるのです。やつぱり公社出身の者ですから、特に内情を知つてゐる者としては、公社の名譽のために懸命に弁明しなければならぬ。こんなつまらない話はないと思ふのです。そういう苦情というものは、郵政大臣、大臣も代議士の一人なんですから、そういう陳情なんか来ないものでしょうか。

○小沢国務大臣 まだ私のところには来ておりません。

○安宅委員 これは必ず来ているはずですよ。大がいに弱っているのですよ。代議士に話すれば何とかなるのじゃあるまいかというような淡い期待を持つてくる一般大衆の姿をわれわれは見るときに、非常に気の毒でしかたがない。この順位というものを公平に、何といいますが、あまねくというふうになつてゐるのだから、——もともと電信電話事業というものの発足自体が、独立採算とかそういうものではなくて、庶民があまり利益を受けられるという制度で、これは国営事業として税金の中から生きてきた事業なんです。から、途中からいきなり今度は採算に合わないところには電話はかけぬというふうなことを言われたら、国民ほどばかを見たものはないという結果になります。戦前において通信特別会計がたぐさんの金を、一般会計に二〇％くらいずつ繰り入れなければならなかった。そのときの金で、今のような状態だったとすれば、すばらしい設備投資ができたと思うのです。戦争になったから、今度臨時軍事費の会計にこれも多額の納付金を納めて、そうして設備改良も何もできなかった。これは戦争の目的のために大衆は犠牲になっておるのです。そういうしわ寄せが、やうと今度は平和な時代になって、あまねく公平に電話がつくであらうと期待をしておったときに、今度は採算が合わないからあなたの村にはいかない。そして無電話部落で医者も呼べないから困るというふうになります。

加入区域外だから負担金はお前の方は千円よけいだ、電話をかけるにもさらに十円よけいに出さなければ電話はかからない、こんなばかな話は世の中に

ないと思うのです。こういう政策はあまりに古典的な資本主義のやり方だと思ふのですが、こういう矛盾というものを郵政大臣はどう思いますか。一つそういうことを考えて、順位の問題についても、加入者回線の割当についても、もっと弾力性を持って、順位などは改正するようなところまで、せつから有能な大臣が現われたのであります。つやってみようかという気持はありますせんか。

○小沢国務大臣 この電話が第四次プランまでできまして、申し込めばすぐかかるというふうな段階になりますと問題はないうわけでごさいます。われわれはそういう段階が早くくることを念願いたしまして計画を進めておるわけでごさいますけれども、それまでの間でございまして、結局公共性といひますか、その順位をつけるということはある程度これは私はやむを得ないのではないかとこのように思ひます。それはとにかくといたしまして、とにかく申し込めばすぐかけられる段階の早くくるようにわれわれは努力するといふふうに進めておるわけでごさいます。

○安宅委員 こういうことなんです。大臣はごまかいことを知らないから、答弁はあなたからしてもらおうなとは思ひたいけれども、今電信電話公社で立ててゐる第三次五カ年計画をつぶさに見ますと、電話をかけるべきところ、こればかり頭にあるのです。ばかの一つ覚えみたい。だから東京から鹿児島までどうしたらすぐ出るか、通話数なんか、たとえば山形から広島までどうしたらいいか、すぐ出るように

するにはどういう計画が必要か、そればかりあるんですよ。広島から山形まで電話をかける人なんというの、よほどの人でなければいけないのです。一般の、うちの父ちゃんや工合が悪いからちよつと来てちよつとだいたいという電話は、何も広島から山形までかけない。そんな大衆的な電話はかけない。相当な取引をしてゐる人とかそういう人しかかけない。そうとところに重点を置いておいて、そことところに巨額の金をつぎ込んでゐる。だからあなたが公社の總裁から説明を聞いたり、部局長から説明を聞いたりして、ほんとうに申し込んだらみなすぐかけられる電話にならなければならぬという理想を大臣は持つておられるのです。ところが、そういうところに金をつぎ込むというところに重点を置かないで、電話はかけたから待たせないですぐ出る、これもある意味で必要です。しかし、そういうところと頭がないものですか、今どういふふうになつてゐるのかという、こういうことなんです。私のところの地元のことを言いますと、山形から東京ならすぐ出るのである。ところが山形から、ちよつと隣に東根温泉というところがあるのですが、そこに電話をするのと三時間もかかる、自転車で行った方が早いなんていうことになる。そういう結果になつておるのです。だからそういう通信の重要な利益からいって、たつとそうだと思うのです。そういうところの利益といふのは非常に大きいと思うのです。どんな電話が便利になれば需要が増してくるのです。ところが、そういう長距離のところはすぐ出るようにということばかり頭に描いてゐるのですから、そういうところ

を自動化し、クロスバーなどを入れて強引にやつてゐるものだから、そういうところにくる金のつき込で、大衆がすぐ出る電話をほしい、すぐ出る電話さえも必要を満たしきれないで、ましてや申し込めばすぐかかる電話なんというの、もうだまされたと同じで、ぼやぼやしてゐれば十年たつたてでできません。そういう結果になつてゐる。そう思ひませんか。總裁一つ答弁して下さい。

○大橋説明員 先ほども申し上げました通りでございます。私どもとしては、でき得るだけ早く、申し込めばすぐつく状態になり、また同時に、かければすぐかかる電話になるというところを理想として進めたいと思つております。

○安宅委員 それから總裁に聞きますが、そういう各府県別集中局なら集中局だけの間の通話は自動化するとかいふようなことが書いてあります。それが、それも必要でしょう。しかし、その範囲を狭めて、その金を回して今言つた近距離のところは自転車で行った方が早いなんていう電話をなくしたり、あるいは加入区域外の農村公衆電話は負担料が、遠いところでは不便なところだから架設するのにかかる、なるほどそれは理屈は通りますが、そういう不便な文化の恩恵に浴することのできない諸君のところは、経済成長も何の伸びもしてないところですよ。他産業との比較なんか困難になつてしまつてゐる農村、そういうところの加入者にかへつて維持費が高い、こういうふうなところを改正する方向に、若干その自動即時化の範囲を狭めても投入するといふような気持はありませんか。

○大橋説明員 ただいまお話のよう

御趣旨で、第二次五カ年計画以来、農村対策として、公衆電話を無電話部落のところには逐次つけて進行してゐるわけでごさいます。もう今日になりますと、大体半径一キロ以内で戸数二十戸くらいのところはほとんど全部公衆電話にする、その後はさらに進んで小字部落等にもこれをつけるというのが現在の状態でございまして。

○安宅委員 そんなことを聞いてゐるのではない。それではだれか係の人に聞きますが、加入区域といふものは最近普通加入区域と特別加入区域と区域外と、そういうことを改訂する速度といひますか、どういふふうになつてゐるか説明をしていただきたいと思ひます。前にきまつたやつをそのまま放置してあります。

○佐々木説明員 速度という説明が非常にむづかしいのでございましてけれども、最近、市町村の合併促進法以来行政区域がなかなか広くなりました。関係で、その行政区域に逐次公社の加入区域を合わせていくという方向に進んでおることは事実でございます。それから在来特別加入区域あるいは区域外という地域が残つておつたわけでごさいます。これも実情に應じてまして逐次特別加入区域を普通加入区域にし、区域外を特別加入区域にするということは、継続的に行なわれておる状況でございます。

○安宅委員 それは町村合併とは関係なしに、加入区域の拡大ということ、は、公社の主たる政策というのか、そういう中に数えられていないで、ほとんど拡大する模様はないように私には見受けられるのです。速度というのはいふやうな意味で私は聞いたのです。あ

まり関心がなくてそのまま投げておるのか、たとえば、私が言いたいことはこういうことです。なるほど優先順位なんかきめられますと、大きい会社なんかだんだんつくのです。そうすると、つけようと思ってもつかない電話がある。加入区域外で設備負担が一ぱいかかるから、電話をとりたいと思ってもとれないいなかの店なんかもたくさんあるのです。農村公衆電話なんかありがたがらせようと思つてつけたら、加入区域外で維持費も千円もするといふ、そんなべらぼうな話があるか。私のところを加入区域内にして下されば電話は今でもとりますよといふ人がたくさん出て来ておる世の中に今なつておるといふことです。それに対する対策というのは、あなたの方ではあまり立てられていないのではないかと、いうことを聞いています、どうなんですか。

○佐々木説明員 それは公社の方には一定の基準がございまして、電話をつけたらという御要望が幾ら以上あった場合には、この区域をどうするといふ基準に基づいて、逐次やっておるわけでございます。

○安宅委員 従つて、結論的に言いますと、加入電話の順位は、結局金のあつた人、つまり電話がよいとはいふところ、つまり電話がよいとはいふところ、負担でよい電話がつく。割当数もそれだ、順位もそうなる。それから、電話をとりたいといふ人が比較的少ないといふふうな、あなたは基準があるといふ言ひましたが、実際基準があるので、そういうところはおくられていく。それから実

際電話をつける場合に、加入区域外あたりでつけようと思えば、逆に大都市のような産業も発達し金を持っておる人が多く住んでおるところよりも、電話をつけるために金をたくさん出して、電話をかけるときも今度は金を出して、負担しなければならぬといふ、全く石が浮かんでは木の葉が沈むといふ政策を、あなた方は意識しているかどうかは別として、現在やられておる。従つて、加入区域の大幅な改正と、電話をつける順位というものを今度は明確に変えるという問題と、それからたくさん金がある人は設備のために金をよけい出してもらわなければならぬ、よけいとる者は協力して債券もよけい買つてもらわなければならぬ、こういう制度にしなければ、これはいつまでたつたつて、一言の表現で言え、畑さんが言つたように、大資本に奉仕する電話だといふのを免れる時期は来ないと思ふのです。だからそういうことを明確に変えなければならぬ、私はそう思ひますが、私の言つておることを通じて、なるほどそんなこともあるのかといふふうに大臣お考えになりますか。

○小沢国務大臣 ただいまいろいろ承りましたことについて議論がございまして、われわれといたしまして、この際それをすぐするというようなことは、今御返事でできません。ただ問題は、受益者負担の問題でございまして、やはり受益者にはある程度ものを持つてもらうということも必要だと思ひます。

それから、先ほど申し上げました順序の問題も、すぐかかれるようになりますれば文句はないわけでございますけれども、とにかく逼迫してなかなかからぬ。そうしますれば、まあ公共性のあるものからやっておるというふうなこともあると思ひます。しかし、御意見のほどは私肝に銘じまして、一つよく研究してみたいと思ひます。

○安宅委員 もう最後になりますが、今すぐそういうことをやるわけにいかないという答弁ですから、なるほど少しはそういう矛盾もあるのかとも思ひましたのではないかと期待を私は持つておるのです。そこで具体的に、ただいま私が申し上げたような問題について事務当局に研究を命じてみる、こういうふうな気持はありますか。

○小沢国務大臣 私もよく考えまして、研究を命ずることが必要ありとすれば研究を命じます。一つよく考えさせていただきますと思ひます。

○安宅委員 それでは、さつきもちょっと触れたのですが、すぐかけられる電話、申し込めばすぐつく電話といふことを目標にして、せつかく第三次五カ年計画といふものを立てておるという答弁が大臣からなされたのであります。これは二兎を追う者一兎を得ずといひまして、総裁は、申し込めばすぐつく電話、それからかければすぐ出る電話、この二つを目標にして鋭意努力しておるというさつき答弁をしたのです。ところが、今のような事情でありますから、なかなかもつていかないのです。どちらかを重点的にやる必要があるとするならば、国民が今非常に念願しておるものは、申し込めばすぐつく電話、これを郵政省のキャッチ・フレーズといひますか、ビジョンといひか、郵政大臣がそれを言

い出したら、大へん人気のいい大臣になると思ふのです。そのためには、さつき言った宮城県から広島県の県庁所在地ぐらゐのところはすぐ出るようにする、そういうところに重点を置くといふ、これは通話数なんといふものはそんなに多くない。そういうところは巨額の金をつぎ込む、これも必要ではないといひますが、その速度を、市外サービスといひますか、そういう速度をちよつと落としても、申し込めばすぐつく電話の方を先にするたに、何かいい方法があるとするならば大へんけっこうなんじゃないか。長距離の電話を、すぐ出る電話という目標を一年か二年ずらして、そうして申し込めばすぐつく電話の方に予算を出すとすれば、これはすばらしく大きな成果が上がるわけです。金額的に見てもはつきりしておるわけです。申し込めばすぐつく電話といふところに少し重点を置いてみたらどうかといふことを事務当局に検討をさせてみる、これはどうですか。

○小沢国務大臣 先ほど大橋電総裁から言いましたように、結局これは二つの問題があると思ふのです。すぐかかる電話といふことと、それからだんだんと即時化していくといふ二つの問題があると思ふのでございまして。その二つの問題を、なるべく早い機会に到達せよといふところに、いろいろわれわれも努力しておるわけ合ひでございます。ところが重点といふことよりも、両方とも国民の熱烈な希望があるわけでございます。そういう点でわれわれは努力しているわけでございます。

○安宅委員 両方をやるとすると、あ

んな五カ年計画の金では足らぬのです。大臣、あなた池田さんと腹で交渉してきて、大蔵省から何千億という設備投資も持つてくる力があるのだつたら、なるほどあなたの今の答弁の通りでえらい大臣だと思ひけれども、そうではないところに問題がある。国家の財布の口はきまっておるのですからよけいはあかぬのです。だからそういう意味で、申し込めばすぐつく電話といふところにもっと重点を置いたら、みんなに喜ばれるだらうな、こういうふうに思ひませんか。

(佐藤(洋)委員長代理退席、委員長着席)

何ほ社会党だつて、出る金の限度といふものを全部電話事業によせなうといふばかなことは言わぬですか、非常にその点は常識的に、紳士的に、建設的に申し上げているのです。だから、そういう限度があるので、すから、電話をかければすぐ出る電話の方をぐつとおろして、それだけで自動化に要する金ですから、すばらしい金が浮く。あなたのおっしゃつておる通り、電話を申し込んでつけない金は、あなたの方では最初から大した金を取つていないんだ。今のところ債券で御負担を願つておる、債券を売ればいいじゃないかといひておるのですから、あんまり金はかからない線、たくさん皆さんの皆さんに喜ばれるという結果が必ず出てくるので、それを検討してみたらどうですか。あなたは両方やりま、また五カ年計画で三兆円もあなたの前にびしやと持つてきて、そうすればいいじゃないか、こういうたんだかあなたが切られるのだつたら、あなたの答弁に納得しますが、

そうじゃない。一兆何千億という金しかない。それでのおおたして大蔵省から怒られ怒られやっておるので、それ以上の金は出ないのですから、そういう段階で、あなたはそういうお気持ちに耐えませんかということを私は聞いておるのです。

○小沢国務大臣 三次計画だけではだめです、結局三次、四次までやらなければならぬと思うのでありまして、三次だけで済むかという電話ということは不可能だと思います。結局今われわれといたしましても、また電電公社といたしましても、考えておりますことは、四次までやる、そうして積滞も一掃する、それからすぐかかるというようなことになる見通しのもとにやっておるわけでありまして。

それから、先ほど申しましたところを重点にするかという問題であります、早くかかる電話ということも、それから遠くへ即時化ということも両方とも熾烈な問題でありまして、これはやはり両方ともやるべきだと考えております。

○安宅委員 わかりました。それでは第三次だけではできないので、第四次も計画して、申し込めばすぐ出る、電話もかかります、こういう答弁です。答弁そのものは大へんきれいですが、そうすると、申し込めばすぐ出る電話というものは、第三次五カ年計画が終わる、第四次五カ年計画が終わったころ、これは来年のことを言えば鬼が笑うという今日の世の中に十年後の話をする。あなたはそのとき郵政大臣をやめておるからけっこうな話です。いつまで続くかは知りませんが、今具体的によくなるんだ、あの大臣が郵政大

臣になったらすばらしいことができたということ、十年後は皆さんそうなりますというのではえらい違いだ。そういうことでは国会の議論は一体何をしておるのか、少し春らしくなったからのたりのたりとやっておるのじゃないかということを新聞あたりでたかれる材料になる。そんな十年後の話をしないでもらいたい。あなたの答弁は十年後の話になっておるのです。そういうことをしないで、第三次五カ年計画の間で、少なくともそれくらいのことはやってみせるといことを、あなたの決意として私は伺いたいと思うのです。申し込めばすぐかかる電話は、五カ年計画で全部やってみせますということ、あなたの決意としてここで表明できませんか。十年後の話ではあまり長過ぎる。

○小沢国務大臣 それは先ほども申し上げましたように、結局即時化とそれから布設と二つの面がありますから、二つの面からやっぱり考えていかなければならぬというふうに考えます。

○本名委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明七日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時四分散会